

日本文藝家協会への要望事項

個人の朗読愛好家による非営利・無償の朗読のネット配信（公衆送信）に対して、以下の環境整備をお願いします。

傘下の NPO 日本文藝著作権センターにおける使用許諾手続き、使用料金規定の整備

無償で朗読配信を認めていただける作品の積極的なリストアップと、貴協会ホームページでの提示（公衆送信を包括的に認める旨）

<説明>

日本文藝家協会は、日本を代表する小説家や文学者、劇作家の方々を会員とされていて、著作権の問題でも、積極的に発言をされておられます。文藝文化の発展のためには、著作権の保護が必須であり、それをおろそかにすれば、文藝の基盤がじわじわと崩れかねないという憂慮は、よく理解できるところで、公共図書館のサービスの充実や新古本の流通という、これまであまり想定されていなかった事態が、国民の文藝作品へのアクセスを容易にする一方で、著作権者への還流が何らなされず、文藝文化の維持基盤に中長期的にボディーブローのような打撃を与えかねないというパラドックスは、真剣に考えていくべき検討課題だと思えます。

そのような理解に立った上でのお願いですが、個人の朗読愛好家が、優れた文藝作品の朗読を広く、また容易に行うことができるよう環境を整えていただきたいのです。具体的には、個人が著作権者の許諾を得るための手続きを整備し、許諾料の目安を使用料規定に定めていただけないでしょうか。また、非営利・無償との前提での朗読のネット配信が認められるような作品をリストアップし、包括的に「自動公衆送信」（＝ネット配信）を許諾する旨をホームページで明らかにしていただけないでしょうか。

最近、ご承知のように、声に出して読み、聴くことの重要性や楽しさが、若い世代も含めて少しずつではありますが理解され浸透しつつあります。そして、昨年半ば頃から、音声ブログという簡易なネット技術の出現により、老若を問わず、気軽に朗読を発信できるようになっています。現に、著作権が切れた作品を対象に、音声ブログで朗読するサイトが数多く出現しています。朗読する方は、これまでの福祉ボランティアだけでなく、一般の人々も含めて、自己表

現の意味も込めて積極的に朗読に取り組んでいます。

そのように朗読愛好家の裾野はどんどん広がりつつありますが、著作権の存続している現代の作品を朗読したいという欲求には根強いものがあります。自己表現の意味で朗読する人々の中には、「使用料を払ってでも素晴らしい作品を朗読し発信して、皆に聴いてもらいたい」と願っている人々は少なからずいると思います。そういうときに、使用許諾を受けたくても、どうやって手続きをしていいのか途方に暮れ、結局諦めてしまうというのが現状です。

作家の方々の著作権管理は、NPO 日本文藝著作権センターにおいて概ね行われていることは承知していますが（ただし、個人の朗読愛好家の間で広く知られているわけではありません）、許諾申請手続や使用料規定は書いてあるものの、出版社や放送局、劇団、CD・DVD 等の販売など、営利企業や有償興行などを主たる対象とした内容になっています。個人の朗読愛好家による非営利・無償のネット配信を想定した規定は残念ながら定められていません。

作家や作品によって異なるので、一律には考えにくいのかもかもしれませんが、それでも、出版や放送、CD 販売などに関しては、作家や作品に関わりなく一律の使用料率を設定しておられます。それと同様に、個人の朗読愛好家による非営利・無償のネット配信を念頭においた使用料規定を定めていただきたいのです。

もちろん、人気作品などは、オーディオブックや朗読 CD などでプロが朗読して販売することも考えられるでしょうから、それと競合するようなことは、いかに非営利・無償によるものとはいえ、避ける必要があるということは十分理解いたします。

ただ、存在している作品の中で、そのようなオーディオブックなどのような形で販売されうるものは、圧倒的少数だと想像します。実際に市販されている朗読 CD 類のほとんどが、評価が定着した作品ばかりで、いかに人気作家のものであっても、それらに収録され市販される作品はごく限られたものになっているのが現状です。

それであれば、むしろ個人の朗読愛好家に、朗読し広く発信してもらうことにより、著作への興味や関心を高め、ひいては書籍での販売促進につなげるという選択肢を真剣にお考えいただけないでしょうか。朗読されてしまうと、書籍の販売に影響が出るのではないかとのご懸念をお持ちの方もおられるかもしれませんが、経験則としてはむしろ逆で、朗読を聴いて作品への関心が高まり、実際に本を手にとり読んでみたくなるという声を多く耳にするところです。それでもご懸念が払拭できないということであれば、全文の朗読は認めない（たとえば5割以下に留めるなど）という条件付でも結構です。

著作権管理がなされている数ある作品の中には、著作発表後、すでに20～30年以上たっているものも多数あるでしょうし、発表後に年月が経過していないものであっても、世間での認知度が必ずしも高くないものもあると思います。そういった作品群について低廉な料金で朗読のネット配信を許諾する手続きを整備していただければ、朗読愛好家の人々は、著作者の皆様が心血を注ぎ精魂を込めて完成させた作品群の、一大広報宣伝部隊として活動することとなることと思います。著作権者の皆様への還元も、朗読向け使用料と書籍販売増を通じて、増加するものと信じます。

さらには、作品群の中には、書籍が絶版になっているものもあるかと思えます。そういった作品の一部は、日本ペンクラブの『電子文藝館』に収録されているものと思いますが、web上で作品そのものを公開するまでには至らなくても、朗読する形であれば無償で許諾してもいいとご判断いただけるものも少なくないのではないかと思います。

先般の「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」によるシンポジウム（平成18年12月11日）で、文藝家協会の幹部である作家の三田誠広さんは、「私も青空文庫の活動を高く評価している。文芸家協会には著作権管理部があり、アーカイブに収録したいという申し出があれば協力できる。50年以内であっても、多くの作品は既に絶版となっている。こうした作品が青空文庫を通じて人の目に触れられるようになり、復刊されるといった実績が積み重なることで、遺族の方も青空文庫というのは自分達の財産を守ってくれるものだと考えるようになるだろう。」と理解あるご発言をされておられます。

しかし、願わくば、申し出を待つのではなく、積極的に会員に対して、「ウェブ上での公開を認めてもいい作品（青空文庫又は電子文藝館への収録）」、「本文をweb上で公開することは認めないが朗読の配信は認めてもいい作品」というように意思を確認の上リストアップしていただき、それをホームページ上で公開していただきたいのです。

朗読愛好家の人々は、青空文庫のリストと作品の内容を見ながら朗読対象を選定するのが一般的姿ですので、青空文庫側や朗読愛好者側からの申し出を待つという受身の姿勢ではなく、自由に朗読できる作品プールに水をどんどん入れていただければ、そこから、忘れられかけた作品にも新たな息吹が吹き込まれ、甦る事例も次々に出てくるものと思われれます。

すぐれた作品を後世に残すためには、さまざまな形で二次利用され、国民の間で広く流通することが必須です。朗読愛好家による朗読のネット配信は、その面で大きな役割を果たせるものと確信する次第です。

